

セーフティネット保証認定指定期間延長等について

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間が、令和5年12月31日までとなっておりましたが、令和6年3月31日まで延長されました。

ただし、令和5年10月1日以降の認定申請分から、以下のとおり、資金用途を限定する取り扱いに変更となっております。

1. 取り扱いの変更点

・令和5年10月1日以降の市に対する認定申請分から、セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症）における資金用途を借換に限定することとする。

なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能とする。

~~令和5年9月30日までに市に対して認定申請が行われ、同月10月31日までに信用保証協会に対して保証申し込みが行われたものについては、新規融資資金のみの取り扱いも可能とする。~~

2. 認定申請書様式の変更

・取り扱いの変更に伴い、令和5年10月1日以降、セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症）における認定申請書様式の変更を行います。

・今回の認定申請書様式の変更では、セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症）における認定申請書の上部に、既存資金の借換目的かどうかを確認するチェック欄を新たに追加しております。

(参考) 保証における取り扱い

・認定申請および保証協会受付における対象資金の取り扱いの具体例は以下のとおりです。

	認定申請	保証協会受付	対象資金
①	R5. 9月末まで	R5. 10月末まで	限定なし (従来どおり)
②	R5. 10月以降	R5. 10月末まで	借換資金 (新規融資資金のみは不可)
③	R5. 9月末まで	R5. 11月以降	借換資金 (新規融資資金のみは不可)
④	R5. 10月以降	R5. 11月以降	借換資金 (新規融資資金のみは不可)